

議案第 号

訴えの提起について

事件の概要

相手方は、平成17年(2005年)7月12日から[REDACTED] (以下「本件住宅」という。)に入居しているが、平成21年(2009年)10月分から家賃を、平成22年(2010年)11月分から同住宅内駐車場6番(以下「本件駐車場」という。)に係る使用料を滞納し、再三再四の催告及び納付指導にもかかわらず家賃及び使用料を納付しなかった。そこで本市は、令和4年(2022年)4月5日、宝塚市営住宅管理条例第42条第1項及び第60条第1項の規定により相手方に対し、同月19日までに滞納家賃及び滞納使用料を全額納付しなければ本件住宅及び本件駐車場を明け渡すよう求めたが、履行しないので、やむを得ず住宅明渡し請求等を提訴しようとするものである。

宝塚市営住宅管理条例(抜粋)

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) (略)
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3)～(7) (略)
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 (略)
- 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することを理由に同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃等の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 5・6 (略)

(使用許可の取消し等)

第60条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

- (1) (略)
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3)～(7) (略)
- 2 前項の規定については、第42条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居した日」とあるのは「使用した日」と、「近傍同種の住宅の家賃等」とあるのは「使用料」と、「家賃の額」とあるのは「使用料の額」と、同条第3項中「第1項第1号」とあるのは「第60条第1項第1号」と、同条第4項中「第1項第2号から第6号」とあるのは「第60条第1項第2号から第7号」と読み替えるものとする。